

自動車騒音及び道路交通振動の限度

自動車騒音の限度（要請限度）

単位：デシベル

区域の区分	1車線を有する 道路に面する区域		2車線以上の車線を有する 道路に面する区域	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
a 区域	65 (75)	55 (70)	70 (75)	65 (70)
b 区域	65 (75)	55 (70)	75 (75)	70 (70)
c 区域	75 (75)	70 (70)	75 (75)	70 (70)

備考) a 区域 … 第一種及び第二種低層住居専用地域，第一種及び第二種中高層住居専用地域
 b 区域 … 第一種及び第二種住居地域，準住居地域
 c 区域 … 近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域
 工業専用地域は指定なし。

評価は等価騒音レベル (L_{Aeq}) で行う。

表中の()内の数字は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度を示す。

幹線交通を担う道路 … 高速自動車道，一般国道，都道府県道，市町村道（市町村道にあつては4車線以上）及び自動車専用道路

道路に近接する区域 … 2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m，2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲

道路交通振動の限度（要請限度）

単位：デシベル

区域の区分	用途地域	昼間 8:00～19:00	夜間 19:00～8:00
第1種区域	第一種及び第二種低層住居専用地域，第一種及び第二種中高層住居専用地域，第一種及び第二種住居地域，準住居地域	65	60
第2種区域	近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域	70	65